

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金交付要綱

(令和5年4月10日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、市内農畜水産業及び関連産業の活性化を図ることを目的に、当市で生産された農畜水産物やそれらを原材料とした商品の販路開拓を促進するため、特産品の販路開拓事業に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、三沢市特産品販路開拓事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるものとし、補助金の額は1件あたり10万円以内の額とする。

(事業案の公募)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、より意欲的で継続性のある取り組みを採択するため、公募して広く事業案を募るものとする。

(事業の選定)

第4条 前条の公募に対し応募のあった事業案は、産業観光課内において審査し、当該審査の結果に基づき採択する事業を選定する。

(申請書等)

第5条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の事業計画書（様式第2号）
- (2) 当該年度の収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第6条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知は、様式第4号により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

(2) 補助対象事業の状況、経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。

（変更の承認）

第8条 補助対象事業について次に掲げる変更を行う場合は、あらかじめ様式第5号を市長に提出するものとする。

(1) 事業主体、事業内容等の変更

(2) 補助対象事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、様式第6号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付申請の取下げは、補助金の交付決定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求は、様式第7号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

（実績報告書等）

第12条 規則第9条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに、様式第8号によ

り行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号を準用）
- (2) 収支決算書（様式第3号を準用）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号により通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助対象事業を行う者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に支出したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱の規定に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、様式第10号により期限を定め、補助対象事業を行う者に対してその返還を命ずるものとする。

（補足）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>三沢産の農畜水産物等及びそれらを活用した商品の販路開拓に係る次の取組みとする。</p> <p>(1) 販路開拓等に関する調査研究</p> <p>(2) 商談会・展示会等への参加</p> <p>(3) P R 用印刷物やホームページ等の製作</p> <p>(4) その他市長が認めるもの</p>	<p>①旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓等に関する調査研究、商談会・展示会への参加等に必要な交通費及び宿泊費 	<p>○補助率は2分の1とする。</p> <p>○補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該事業が国、県又はその他公共的機関等から助成を受けている場合は、その助成額を控除した額）に補助率を乗じて算出し、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>○補助金の上限は、1件につき10万円とする。</p>
	<p>②印刷製本費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓活動に必要な印刷物及び資料等の印刷費（コピー代を除く。） 	
	<p>③役務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を輸送するための通信運搬費、手数料等 	
	<p>④委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成等のための委託料 	
	<p>⑤使用料及び借上料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商談会・展示会への参加に必要な参加料 ・会場や物品等を一時的に借り上げるための借上料等 	
	<p>⑥その他市長が必要と認める経費（事前協議による承認を要する。）</p>	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金交付申請書

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金交付要綱第5条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の目的及び組織（個人の場合は省略可）
- 2 団体の構成及び役員名（個人の場合は省略可）
- 3 補助対象事業の目的及び内容（別紙として添付可）
- 4 交付を希望する補助金の額及びその算出基礎
- 5 添付書類
 - （1） 当該年度の事業計画書
 - （2） 当該年度の収支予算書
 - （3） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第12条関係）

事業（計画 / 実績）書

月日	実施内容	概要説明

様式第3号（第5条、第12条関係）

収支（予算／決算）書

収 入

科 目	<input type="checkbox"/> 本年度予算額 <input type="checkbox"/> 本年度決算額	説 明
計		

支 出

科 目	<input type="checkbox"/> 本年度予算額 <input type="checkbox"/> 本年度決算額	説 明
計		

様式第4号（第6条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三沢市特産品販路開拓事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業
（ 変 更 / 中 止 / 廃 止 ） 承 認 申 請 書

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた三沢市特産品販路開拓事業について、下記のとおり（ 変 更 / 中 止 / 廃 止 ） したいので、補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費

- 1 （ 変 更 / 中 止 / 廃 止 ） の理由
- 2 変更の場合はその内容

様式第6号（第8条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業
（変更／中止／廃止）に係る（承認／不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、（承認／不承認）
とすることに決定したので、令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金交
付要綱第8条第2項の規定により通知します。

（不承認の場合はその理由を記載）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

印

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金請求書

請求金額 金 _____ 円

ただし、年 月 日付け、三産発第 号により確定通知がありました補助金として、上記のとおり請求します。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で補助金の交付決定を受けた三沢市特産品販路開拓事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった三沢市特産品販路開拓事業費補助金について、下記のとおり金額を確定しましたので、三沢市補助金等の交付に関する規則第10条の規定により通知します。

記

(単位：円)

交付決定額	確定額 (A)	交付済額 (B)	未交付額 (A) - (B)	備 考

様式第10号（第15条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、_____第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和5年度三沢市特産品販路開拓事業費補助金交付要綱第14条の規定により当該交付決定の（全部 / 一部）を取り消し、同要綱第15条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる金額 円

補助金（交付決定 / 確定）額	円
うち補助金の交付を取り消す金額	円

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日